

## 要介護認定に基づいた障害者控除対象者認定の説明 及び認定申請書の記入方法について

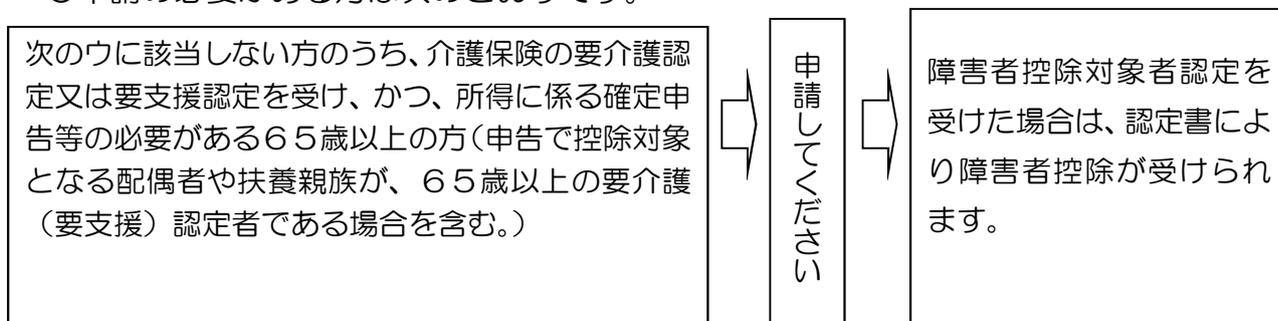
### ア 制度のあらまし

所得税の（準）確定申告、相続税の申告、市県民税の申告において、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳などをお持ちでない場合でも、65歳以上の方については、所得税法等の規定により、その障害の程度が身体障害者、知的障害者に準ずる状態であるとして市町村長の認定を受けたときは、税の申告の際に認定書を添付して障害者控除が受けられます。

流山市では、介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けている65歳以上の方（認定を受けていても年齢が64歳以下の方、あるいは介護予防・日常生活支援総合事業対象者として認定され、要介護認定又は要支援認定をお持ちでない方は対象外）について、申請に基づき、その方の要介護認定に係る資料（＝主治医意見書及び認定調査票）の内容により、身体障害者等に準ずる状態または寝たきりの状態であることを確認できる方に対し「障害者控除対象者認定書」の交付を行っています。

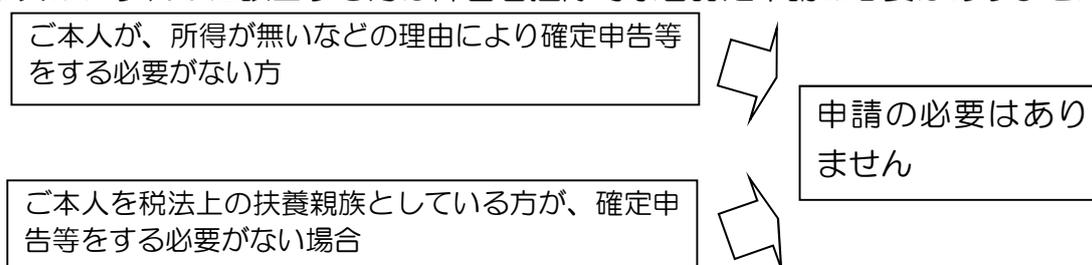
### イ お送りした「障害者控除対象者認定申請書」による申請が必要となる方

○申請の必要がある方は次のとおりです。



### ウ 申請の必要がない方

●次のいずれかに該当する方は障害者控除対象者認定申請の必要はありません。



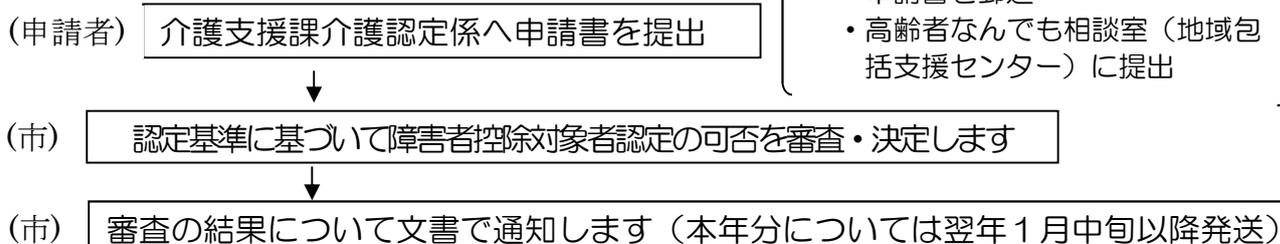
## エ 申請の方法及び認定までの流れ

### (1) 申請の方法

この用紙と一緒に送りした「障害者控除対象者認定申請書」に必要事項を記入し、流山市役所介護支援課介護認定係に提出してください。添付書類は必要ありません。

申請書の書き方は、5頁・6頁を参照してください。

### (2) 申請～認定までの流れ



## オ 過年分の認定書の交付を希望される方へ

税法上、税の申告は、法定申告期限から起算して過去5年分まで遡って行うことができます。したがって、本年分のほかに、それ以前の年分の税の申告を行う方に対しては、お申出に基づき、必要な年分に係る認定書を交付します。

※過年分の認定書が必要な方は、申請書に「〇〇年分～〇〇年分」などと交付を希望する年が分かるように記入していただくようお願いいたします。なお、申告期限等の理由により、過年分の認定書が早急に必要な方はその旨を申請書に記載していただくか、介護支援課にご相談ください。

### 注意点

過年分の障害者控除にかかる、所得税の還付申告 (確定申告を行っていない方) や所得税及び相続税の更正請求 (確定申告を行っている方) は、税務署で受け付けます。

なお、申告にあたり用意する書類や取扱方法については、申告年度により異なる場合がありますので、不明な点は、税務署にお問い合わせ下さい。

市県民税の申告については、流山市役所市民税課までお問合せ下さい。

## カ 認定基準について

障害者控除対象者の認定の可否については、認定基準日 (各年の12月31日、既にお亡くなりになっている方は死亡日) 時点で介護保険の要介護 (要支援) 認定を受けている方について、その認定を受けたときに作成された主治医意見書及び認定調査票に記載されている「障害高齢者の日常生活自立度」及び「認知症高齢者の日常生活自立度」を認定基準に照らし合わせて審査します。認定基準の詳細は、3頁、4頁の『障害者控除対象者認定基準』のとおりです。

なお、ご本人が受けている要介護度のみで一律に認定をするものではありませんのでご注意ください。

## 障害者控除対象者認定基準

認定区分及び 税控除額	障害の理由	判断基準、見られる状態像の例
<p style="text-align: center;"><b>非該当</b></p> <p>* 障害者控除は受けられません。</p>	—	<p>主治医意見書又は認定調査票に記載されている障害高齢者の日常生活自立度の評価が、「自立」、「J 1」、「J 2」のいずれかである方 ( J 1、 J 2 の状態像の例) 何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。例えば、交通機関等を利用して外出したり ( J 1)、隣近所へなら独力で外出する ( J 2)。</p>
		<p>主治医意見書又は認定調査票に記載されている認知症高齢者の日常生活自立度の評価が、「自立」、「I」のいずれかである方 ( I の状態像の例) 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している状態</p>
<p style="text-align: center;"><b>障害者</b></p> <p>&lt; 控除額 &gt; 【所得控除】 所得税 27万円 市県民税 26万円 相続税 【税額控除】 85歳一相続開始時の年齢 (1年未満の場合、1年未満の端数がある場合は1年とします。) × 10万円</p>	<p>身体障害者(3級～6級)に準ずる状態</p>	<p>主治医意見書又は認定調査票に記載されている障害高齢者の日常生活自立度の評価が、「A 1」、「A 2」のいずれかである方 ( A 1、 A 2 の状態像の例) 食事、排せつ、着替えに関しては概ね自分で行うなど、屋内での生活は概ね自立しているが、近所への外出には介護者の援助が必要な状態。外出頻度が少ない傾向にあったり、日中も寝たり起きたりの生活状態である場合も見られる。</p>
	<p>知的障害者(中度・軽度)に準ずる状態</p>	<p>主治医意見書又は認定調査票に記載されている認知症高齢者の日常生活自立度の評価が、「II a」、「II b」、「III a」、「III b」のいずれかである方 ( II a、 II b、 III a、 III b の状態像の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難が見られ、自立した生活のためには誰かが注意をほらう必要がある状態 ( II a、 II b)。例えば、買い物や金銭管理、道に迷うなど以前はできたことにミスが目立ったり、服薬管理、電話の対応ができないなどの状態が見られる。</li> <li>・ 日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難が見られる状態 ( III a、 III b)。例えば、着替え、食事、排せつ行為が上手にできない。徘徊、火の不始末、不潔行為などの状態が見られる。</li> </ul>

(表面からのつづき)

<b>特別障害者</b> <控除額> <b>【所得控除】</b> 所得税 40万円 市県民税 30万円 相続税 <b>【税額控除】</b> 85歳－相続開始時の年齢（1年未満の場合、1年未満の端数がある場合は1年とします。）×20万円	重度の身体障害者（障害等級1級又は2級）に準ずる状態	主治医意見書又は認定調査票に記載されている障害高齢者の日常生活自立度の評価が、「B1」、「B2」のいずれかである方 （B1、B2の状態像の例） 食事、排せつ、着替えのいずれかにおいては部分的に介護者の援助を必要とするなど、屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッドでの生活が主体であるが、座位を保つことができる状態。例えば、1日の大半をベッドの上で過ごす、車いすに移乗し、食事、排せつはベッドから離れて行う状態。
	寝たきりの状態	主治医意見書又は認定調査票に記載されている障害高齢者の日常生活自立度の評価が、「C1」、「C2」のいずれかである方 （C1、C2の状態像の例） 食事、排せつ、着替えのいずれにおいても介護者の援助を全面的に必要とし、一日中ベッド上で常時臥床して過ごす状態。
	重度の知的障害者に準ずる状態	主治医意見書又は認定調査票に記載されている認知症高齢者の日常生活自立度の評価が、「IV」、「M」のいずれかである方 （IV、Mの状態像の例） 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られたり、著しい精神症状や問題行動等が見られるため、常に介護を必要とする状態。例えば、徘徊、火の不始末などの症状や行動が頻回であったり、せん妄、妄想、興奮、自傷・他害などの精神症状のため、常に目を離すことができない状態。

注1： 表中の障害者控除額は、所得税、市県民税及び相続税ともに、対象者本人についての障害者控除額になります。所得税及び市県民税の所得割の納税義務者の同一生計配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合は、障害者控除の額に、所得税は35万円、市県民税は23万円が、それぞれ加算されます。

注2： 主治医意見書及び認定調査票に記載されている障害高齢者の日常生活自立度及び認知症高齢者の日常生活自立度を上記の基準に照らし合わせて審査する際には、主治医意見書及び認定調査票のうち、自立度の評価がより重いものに基づいて認定の可否及び認定区分を決定します。

### 上記の表における「日常生活自立度」の説明

\*障害高齢者の日常生活自立度とは…  
 何らかの障害を有する高齢者について日常生活の自立の程度を評価したもの。  
 その方の障害の程度や様態に基づいて、  
 (軽度) → (重度)  
**自立、J1、J2、A1、A2、B1、B2、C1、C2**  
 の指標で評価されます。

\*認知症高齢者の日常生活自立度とは…  
 何らかの認知症を有する高齢者について、意思の疎通の程度、見られる症状・行動に着目して、日常生活の自立の程度を評価したもの。その方の認知症状の程度や様態に基づいて、  
 (軽度) → (重度)  
**自立、I、IIa、IIb、IIIa、IIIb、IV、M**  
 の指標で評価されます。

**キ 申請書の記入方法**

障害者控除対象者認定申請書

(宛先) 健康福祉部長

		申請年月日	年	月	日
(所得申告を行う方) 申請者	ふりがな			控除対象者との関係	
	氏名				
	住所等	※控除対象者本人の場合は、省略可 〒  電話番号 ( )			

次の者について所得税法施行令第10条第1項第7号及び同条第2項第6号並びに地方税法施行令第7条第7号及び第7条の15の7第6号に定める障害者又は特別障害者として

控除対象者	介護保険被保険者番号		介護保険被保険者証に記載されている10ケタの番号をご記入ください。		
	ふりがな		性別	男・女	
	氏名		生年月日	年	月 日
	住所等	〒 過年分も合わせてご希望の方は、「〇〇年～〇〇年分」のようにご記入ください。			
	現在認定を受けている介護度	要支援	1	要介護	1 2 3 4 5
	控除の対象年	年分			
結果送付先	(いずれかを○で囲む) 1 申請者                      2 控除対象者				

注 審査に当たっては、控除対象者の要介護（要支援）認定資料の確認をさせていただきます。次の欄への署名に御理解・御協力をお願いします。

要介護認定資料の種類	代筆でも可。控除対象者が既にお亡くなりになっている場合は未記入で構いません。
控除対象者の障害者又は特別障害者として認定されていることについて同意します。	
控除対象者氏名	

## ク 申請書の提出先

- 申請書の提出は以下の方法で受け付けております。
- ・流山市役所介護支援課介護認定係に直接提出、または郵送
  - ・お近くの高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）に提出（市内に5か所あります。土曜日も午前中半日開所しています）

北部	江戸川台東2-19 （旧江戸川台出張所）	TEL：04-7155-5366 FAX：04-7154-3207
北部西	中野久木421 （花のいろ内）	TEL：04-7197-1378 FAX：04-7197-1615
中部	下花輪409-6 （東葛病院附属診療所1階）	TEL：04-7150-2953 FAX：04-7158-8419
東部	野々下2-488-5 （あざみ苑内）	TEL：04-7148-5665 FAX：04-7141-2280
南部	平和台2-1-2 （ケアセンター2階）	TEL：04-7159-9981 FAX：04-7178-8555

## ケ 問い合わせ等

- 障害者控除対象者認定書の内容について、疑問、不明な点などありましたら、以下の担当課までお問い合わせください。

### 認定申請全般について

#### 流山市役所介護支援課介護認定係

（所在地）〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1 第2庁舎1階

（TEL）04-7150-6531 （FAX）04-7159-5055

・・・「介護保険の障害者控除のことで」とお申しつけください。

### 市・県民税申告について

#### 流山市役所財政部市民税課

（所在地）〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1 第1庁舎1階

（TEL）04-7150-6073 （FAX）04-7159-0946

※申告者の住所が市外にある場合には、申告者の住所地の市・県民税担当課までお問い合わせ下さい。

### 所得税の（準）確定申告及び相続税の申告について

#### 松戸税務署

（所在地）〒271-8533 松戸市小根本53番地の3

（TEL）04-7363-1171（自動音声でご案内します）

※申告者の住所が市外にある場合には、申告者の住所地を所管する税務署までお問合せ下さい。

※被相続人の住所が市外にあった場合には、被相続人の住所地を所管する税務署までお問い合わせ下さい。